

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	知多市

知多市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 知多市環境経済部農業振興課
所 在 地 愛知県知多市緑町 1
電 話 番 号 0 5 6 2 - 3 6 - 2 6 6 5
F A X 番 号 0 5 6 2 - 3 2 - 1 0 1 0
メールアドレス noushin@city.chita.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	中型獣：ヌートリア、ハクビシン アライグマ、タヌキ、キツネ 鳥類：カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、ヒヨドリ、カワラバト、スズメ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	愛知県知多市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ヌートリア	水稻	1 8 9 千円、1 6 a
	豆類	1 千円、1 a
	野菜類	1 0 5 千円、3 a
ハクビシン	果樹類	1 0 2 千円、1 8 a
アライグマ	果樹類	1 5 千円、3 a
	野菜類	1 0 5 千円、3 a
タヌキ	果樹類	1 5 千円、3 a
	野菜類	1 0 5 千円、3 a
カラス	豆類	5 千円、4 a
	果樹類	1 3 1 千円、2 3 a
	野菜類	1, 7 8 2 千円、5 0 a
ヒヨドリ	豆類	1 千円、1 a
	果樹類	2 9 千円、5 a
カワラバト	豆類	8 千円、6 a
スズメ	水稻	3, 5 8 9 千円、3 0 8 a
	豆類	5 千円、4 a

※キツネについては、市内で複数の目撃情報があり、今後、野菜・果樹等の被害が予想される。

(2) 被害の傾向

○ヌートリア 市北部の八幡地区を中心に、水田や水路・河川等の周辺で目撃情報や被害が発生している。また、市西部の日長地区や南西部の大草地区においても被害が確認されている。 生息数は不明であるが、捕獲実績はほぼ横ばいである。

○ハクビシン

市全域に生息しているとみられ、特に市内で盛んに生産されている柑橘類を中心に果樹への被害報告が多い。

生息数は不明で、捕獲実績は年ごとに増減はあるものの、おおむね横ばいである。

○アライグマ

近隣の東海市、大府市において生息が確認されていたが、令和２年度までは被害は確認されなかった。

生息場所や生息数は不明。令和３年度に市南部の金沢地区で初めて１頭捕獲されたものの、それ以降は捕獲実績がない。今後も対策を継続していく。

○タヌキ

市西部にある工業地帯の緩衝緑地帯を中心に生息が確認されていたが、令和元年度まで被害は確認されなかった。令和２年度以降、市北部の八幡地区、新知地区、佐布里地区を中心に野菜類への被害が発生している。

生息数は不明。捕獲されるようになったのは令和３年度以降であり、今後も対策を継続していく。

○キツネ

市内で複数の目撃情報があり、今後、野菜・果樹等への被害が予想される。

○カラス、カワラバト、ヒヨドリ

市内全域で野菜類や果樹類を中心に被害が発生している。被害状況や捕獲数はほぼ横ばいである。

○スズメ

市内全域で水稻を中心に被害が発生している。あみ猟を行っていた捕獲者が引退したこともあって捕獲数が減少しており、今後被害の拡大が懸念される。

(３) 被害の軽減目標

指標	現状値（３年度）		目標値（７年度）	
被害金額	中型獣	6 3 7 千円	中型獣	5 7 3 千円
	鳥 類	5, 5 5 0 千円	鳥 類	4, 9 9 5 千円
	合 計	6, 1 8 7 千円	合 計	5, 5 6 8 千円

被害面積	中型獣	5 0 a	中型獣	4 5 a
	鳥 類	4 0 1 a	鳥 類	3 6 1 a
	合 計	4 5 1 a	合 計	4 0 6 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○中型獣 ・知多市有害獣駆除謝礼金制度によって、駆除協力者の活動を支援している。 ・有害獣駆除安全講習会を開催することで、受講した農業者自らが捕獲できるようにしている。	・駆除協力者は数が少なく、高齢化により継続が危惧される。 ・講習会は平成27年度を最後に開催されておらず、受講希望者もいないため、自身で捕獲可能な農業者がいない。
	○鳥類 ・知多市猟友会に委託し、銃猟により年10回以上の捕獲を行っている。	・猟友会メンバーの高齢化と会員減少により、将来的に継続が危惧される。 ・近隣住民が市役所や警察に通報する事例があるため、住民への周知が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	農家が個々に設置する。	侵入防止柵の価格が高価で普及していない。
生息環境管理その他の取組	職員がわな猟免許を取得し、知識の習得に努めている。	農家への周知と職員の知識の向上。

(5) 今後の取組方針

○捕獲等に関する取組 ・知多市有害獣駆除協力者謝礼金制度を広報、HP等を活用し広く農業者に周知させる。 ・鳥類については、銃猟及び網猟による捕獲を継続して実施する。加えて、防鳥網やテグスによる侵入防止、忌避剤の利用、音や視覚による追い払いなどを組み合わせた対策方法を検討する。 ・カラス捕獲檻については、既に設置している近隣（東海市、大府市）の状況をみながら、導入を検討する。

○侵入防止柵の設置等に関する取組

農家個々に任せているが、被害が多発することがあれば、発生エリアに設置することを検討する。また他地域で取り組まれている効果的な防除方法を積極的に取り入れる。

○被害防止の知識の習得

・知多市担当職員については、狩猟免許（わな猟）を取得する等、知識の習得に努める。

・農家に対しては、有害獣駆除安全講習会の開催などをとおして、有害鳥獣の被害防止知識の普及を図り、講習会の受講者を増やすことにより有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業及び小型箱わななどの有害鳥獣捕獲（第１３次鳥獣保護管理事業計画書（愛知県）第四５（２）④２）アのエ））を利用し農業被害の削減に努める。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

○中型獣類

有害獣駆除安全講習会の受講者を増やすことにより有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業及び小型箱わななどの有害鳥獣捕獲（第１３次鳥獣保護管理事業計画書（愛知県）第四５（２）④２）アのイ））を利用し農業被害の削減に努める。知多市有害獣駆除協力者謝礼金制度を利用し個々の被害に対し迅速に対応する。

○鳥類

猟友会へ捕獲を委託し、市が捕獲許可要件を審査し、捕獲を許可する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和５年度 ～ 令和７年度	中型獣	農家等を対象とする研修会等を開催し、その生態や被害状況を知ってもらい、効率的な捕獲に向けた取り組みを進める。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○アライグマ、ヌートリア、ハクビシン 農林業に係る被害について、市内からの根絶を目標に捕獲を行う。
○タヌキ、キツネ 農作物被害と生息状況を確認しながら適切な捕獲を行う。
○カラス等の鳥類 人員、経費の面から拡大はできないが、被害の軽減目標達成に向けた数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ヌートリア	１０	１０	１０
ハクビシン	１０	１０	１０
アライグマ	５	５	５
タヌキ	５	５	５
キツネ	１	１	１
カラス	１５０	１５０	１５０
カワラバト	１００	１００	１００
ヒヨドリ	１５０	１５０	１５０
スズメ	２５０	２５０	２５０

捕獲等の取組内容
○中型獣類 被害地域に捕獲檻を設置し、年間を通して捕獲を図る。
○鳥類 市内全域において銃猟・網猟により捕獲を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
知多市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

４. 防護柵の設置等に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ヌートリア ハクビシン アライグマ タヌキ キツネ	被害状況に応じて、侵入防止柵の設置を検討する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヌートリア ハクビシン アライグマ タヌキ キツネ	・農業者、捕獲従事者を対象とする鳥獣対策研修会の開催 ・捕獲安全講習会、現地指導の実施		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	中型獣類 鳥類	・農家等を対象に、被害防止研修会等の実施 ・農産物の適正な処理などの農地をえさ場としない対策や、ねぐらを作らない環境整備について情報提供を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛知県知多警察署	住民への危害防止・安全確保対策
知多市農業振興課	警察等関係機関との連絡・調整
知多市猟友会	対象鳥獣の緊急捕獲等

(2) 緊急時の連絡体制

市民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先（農業振興課担当者）を明らかにしておく。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

獣類は、知多市有害獣駆除協力者謝礼金制度により捕獲した者が適切に処分することとしており、「焼却処分」又は「埋却処分」としている。 殺処分に関しては、炭酸ガスによる安楽死装置を推奨する。 鳥類は「焼却処分」としている。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品として利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないため、該当はない。
----	-------------------------------------

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

食品	(1) の理由により、該当はない。
----	-------------------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

食品	(1) の理由により、該当はない。
----	-------------------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	知多市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
知多市農業振興課	協議会事務局 捕獲檻の貸し出し業務
あいち知多農業協同組合知多営農センター	鳥獣による農作物被害情報の 収集・提供
知多市猟友会	鳥獣被害・対策情報の提供
愛知県知多農林水産事務所農政課	有害鳥獣捕獲の実施
愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課	鳥獣被害防止対策の助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
知多市環境政策課	有害鳥獣捕獲許可事務
愛知県知多県民事務所環境保全課	鳥獣保護管理の適正化、狩猟に関する指導
愛知県農業共済組合尾張支所半田出張所	鳥獣による農作物被害情報の収集・提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

知多市農業振興課職員のわな免許有資格者

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での農作物被害防止の意識啓発のため、被害防止対策マニュアル、PRパンフレット等を活用し啓発に努める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
